

## 青森市収入保険加入促進事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、本市水稻農家が令和3年産米の米価下落の影響を大きく受けたことに鑑み、本市農業者の経営努力では避けられない様々なリスクによる収入減少への備えとしての収入保険へ加入を促進するため、全国農業共済組合連合会と業務委託契約を締結する青森県農業共済組合が取り扱う収入保険（以下「収入保険」という。）に加入しようとする農業者、農業者組織又は農業法人に対して補助金を交付し、もって農業経営の安定及び持続的な発展並びに本市の農業振興に資することを目的とする。

### (補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市内に住所を有し、収入保険に加入した者（以下「加入者」という。）であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 令和4年分、令和5年分又は令和6年分のいずれかを保険期間とする収入保険に加入した者であること。
- (2) この要綱に基づく補助金の交付を受けたことがない者であること。
- (3) 補助金の交付申請を行うまでに納期限が到来した市税に未納がないこと。
- (4) 青森市暴力団排除条例（平成23年青森市条例第33号）第2条第2号に規定する暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係にある者でないこと。

### (補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助申請を行う年の収入保険に係る保険料（同年8月31日までに決定したものであって、加入者が負担する掛捨ての保険料に限る。）とする。

### (補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

### (交付申請等の委任)

第5条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金の交付の申請、請求及び受領に係る権限を青森県農業共済組合の長（以下「組合長」という。）に委任するものとする。

### (交付申請)

第6条 前条の規定による委任を受けた組合長（以下「受任組合長」という。）は、

補助金の交付を申請しようとするときは、青森市収入保険加入促進事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 委任状（様式第2号）
- (2) 加入者及び当該加入者に係る収入保険の保険料の額を確認できる書類
- (3) 市税の納税証明書又は市税の納付状況の確認に係る同意書
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項に規定する書類により証明すべき事実を市が保有する公簿等により確認することができるときは、補助対象者の同意を得て、当該書類の添付を省略させることができる。

（交付決定及び確定）

第7条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、補助金の交付の可否を決定し、青森市収入保険加入促進事業補助金交付決定兼交付額確定通知書（様式第3号）により、受任組合長に通知するものとする。

（請求）

第8条 前条の規定による交付の決定を受けた受任組合長は、補助金を請求しようとするときは、請求書を市長に提出しなければならない。

（取扱方法）

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付については、青森市補助金等の交付に関する規則（平成17年青森市規則第62号）の定めるところによる。

2 前項に規定するもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（実施期日）

1 この要綱は、令和3年12月23日から実施する。

（失効）

2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。